

# Q 解決 テナントトラブル Q & A



レストラン店舗のような施設建物内の安全性の問題のために利用者が死傷した事故について、建物の所有者や占有者等の施設経営者の責任はどうなりますか。

**Q1** 弊社は、所有するビルの1階でアーミリーレストランの通路の床がぬれてかなりある日、店舗に入場してきた客A氏が席まで行く途中でたことが判明しました。A 滑って転倒し負傷してしまいました。これについては、店舗を経営しておりますが、滑りやすくなつており、それが原因でA氏が足を滑らせました。弊社に対しては、その責任についてどう考えればよいでしょうか。

**A1**

貴社としては、店舗に入場してきたばかりのA氏とは、別段、契約関係にはありますので、契約責任は生じないでしよう。しかし、店舗の床がぬれた状態が、土地の工作物たる建物の床の安全性を欠くものとして瑕疵(かしこ)があったとされて、土地工作物責任という不法行為責任を負うおそれがあります。

あるいは、そうでもなくとも、A氏の転倒事故について貴社に過失が認められれば、貴社は一般の不法行為責任を負うこととなります。土地工作物責任は、施設など土地工作物の瑕疵を立証できれば占有者の責任あるいは所有者の無過失責任を追及可能であるのに対して、一般的な不法行為責任は、被害者側が通行人が転倒し負傷した事例で、ビルの通路という土地工作物が、普段の状態として滑りやすくなっているという点で安全性に欠陥があり、保証しなければなりません。

まず前者の土地工作物責任については、東京地裁の平成13年の判例は、多数の店舗が入居している商業ビルの食事堂街の通路が、油や水などが付着する状態であったために通行人が転倒し負傷した事例で、ビルの通路という土地工作物が、普段の状態として滑りやすくなっているという点で安全性に欠陥があり、保証しなければなりません。

昨今、エレベーター事故が多発しているようですが、エレベーターに何らかの欠陥があって利用者が死傷した場合の所有者や管理者、その他関係者の責任はどうなりますか。

A graphic consisting of a stylized upward-pointing arrow with the word "ACCIDENT" written diagonally across it.



**Q2**

弊社所有のビルは、す。あるとき利用者が、エレベーターのドア装置に欠陥が生じておられます。そこで、そのエレベーターはメーカーC社から購入して設置したもので、専門業者のB社に委託しております。そして、そのエレベーターはメーカーC社から購入して設置したもので、子会社A社が管理しておりますが、エレベーターの保守・管理は、アの開閉の際に挟まれて重傷を負いました。弊社やA社、その他関係者の責任はどうなるでしょうか。

様といえるでしょう。

や保守保管業者の不法行為について言及しています。

た欠陥が製造過程のミスで生じた場合はメーカーC社に対しても、それぞれ求償権を行使できます。ただ、この場合も所有者は、賠償した全額をB社またはC社に求償できるものではなく過半割合に応じた求償となりま

A2 まず、所有者である貴社と管理会社A社は、被害者である利用者に対して、民法717条により土地工作物責任という不法行為責任を問われるリスクがあります。

これに関して、東京地裁のベーラーを含むビル1棟全体を管理していますから、土地工作物の占有者となりますが、エレベーターの専門的な保守・管理はB社に委託しております。

任を負うこととも考えられま  
す。他方、その欠陥が、製造  
過程では生じなかつたがエレ  
ベーター設置後に生じたとい  
うのであれば、保守管理者  
B社が安全管理の注意義務  
を怠つたものとして、被害者  
に対し、一般の不法行為責任

は利用者が通常の利用方法をとっていたにもかかわらず生じた事故ということであれば、保守管理業者B社やメーカーC社の責任が認められる可能性があります。

なお、前記により所有者として被害者に土地工作物

法律事務所(東京都中央区)  
児玉 譲 弁護士

まず、所有者である貴社と管理会社A社は、被害者である利用者に対して、民法717条により土地工作物責任という不法行為責任を問われるリスクがあります。すなはち、エレベーターは、設置されたビルと一体となるもので土地の工作物に当たり、その安全性に問題があれば、設置または保存の瑕疵(かし)があると判断され、被害者に対しビルの占有者または所有者が責任を負います。ご相談事例では、A社は、共用部分であるエレベーターを含むビル1棟全体を管理していますから、土地工作物の占有者となりますが、エレベーターの専門的な保守・管理はB社に委託しております。

これに関して、東京地裁の平成18年の判例は、温泉施設のエレベーター事故のケースで、民法717条の土地工作物責任の規定により、施設経営者(占有者)はエレベーターの保守管理を専門業者に任せることで事故の発生防止に必要な注意を尽くしたから責任はないとして、施設の建物所有者に責任ありと

任を負うことも考えられま  
す。他方、その欠陥が、製造  
過程では生じなかつたがエレ  
ベーター設置後に生じたとい  
うのであれば、保管管理者  
社が安全管理の注意義務  
を怠つたものとして、被害者  
に対して一般の不法行為責任  
を負うことが考えられます。  
これらは土地工作物責任と  
は別個に考えられる責任で  
す。

これに関し、東京高裁平  
成6年の判例は、被害者が  
病院において閉まりかけた  
エレベーターに右端から急い  
で乗ろうとして負傷した事  
例で、エレベーターのメーカー

は利用者が通常の利用方法をとっていたにもかかわらず生じた事故ということであれば、保守管理業者B社やメーカーC社の責任が認められる可能性があります。なお、前記により所有者として被害者に土地工作物責任を負い損害賠償をした場合は、エレベーターの欠陥について他に責任のある者に対して求償権を行使することができます。上記の場合、エレベーターの欠陥が保守管理会社による安全管理上の注意義務の懈怠(けたい)により生じたという場合は、保守管理者B社に対して、ま

A black and white portrait of Kuniaki Enomoto, a middle-aged man with dark hair, wearing a suit and tie. He is looking slightly to his left with a neutral expression.

存の瑕疵があつたとして、ビルの所有者の責任を肯定しています。

う安全管理すべき義務があつたとして店舗の責任を認めしており、さらにはフランチャイザーにも指導監督の注意義務違反として不法行為責任を負わせています。なお被

存の瑕疵があつたとして、ビルの所有者の責任を肯定しています。

また同様に、東京地裁の平成9年の判例も、建物所有者が経営するスポーツクラブのプール設備において、ロッカールームへの通路にはしば水がたまつており、利用者が足を滑らせて転倒負傷した事例で、通路に設置または保存の瑕疵があつたとして建物所有者に責任を認めています。なお、被害者にも落ち度ありますとして4割の過失相殺が認められています。

他方、土地の工作物の瑕疵とまではいえないとしても、一般に、施設の経営者や管理者は、施設の特性に応じて利用者のためにしての安全を管理者の義務を負うものとされており、この安全管理義務を全くしていい場合は、注意義務違反として般の不法行為責任を負います。この点は、大阪高裁の平成13年の判例では、コンビニの床が水拭き掃除によりぬれて滑りやすくなつていたために、来客が足を滑らせて転倒負傷した事例で、水拭きした後に乾拭きするなど床が滑らないよ

う安全管理すべき義務があつたとして店舗の責任を認めしており、さらにはフランチャイズーにも指導監督の注意義務違反として不法行為責任を負わせています。なお、被害者の5割の過失相殺が認められています。

以上と関連しますが、レストランやホテルなどの施設と利用契約をした宿泊客等の関係では、施設経営者の債務不履行責任が問題となります。この点、ホテルの大浴場の階段で日帰り入浴客が滑って転倒し負傷した事例で、盛岡地裁の平成23年の判例は、ホテル側としては、利用者に対する信義則に基づく安全管理上の義務として利用者が滑つて転倒しないよう配慮すべき義務があり、階段部等に十分において利用者にわかりやすく転倒への注意喚起の表示をしたり、床材を滑らないような物にするかマットを敷くなりして転倒防止の対策をとつたりする義務があつたのに、これを怠つたとしてホテル側の損害賠償責任を認めています。ここでは、被害者の4割の過失相殺が認められています。



飯沼総合法律事務所(東京都中央区)  
児玉 譲 弁護士

**Profile**  
東京大学法学部卒業。  
昭和62年第一東京弁護士会に弁護士登録。飯沼総合法律事務所パートナー。  
主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法務、相続・遺言の法務著作権、知的所有権の法務など。